諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年４月２１日（令和８年（行情）諮問第５１６号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７５２号）
事件名：防衛研究所の平成３１年度調査研究に該当する文書等（戦史研究センター保有分）の開示決定に関する件（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書２０」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和元年１１月８日付け防官文第９７８９号及び令和２年５月２５日付け同第７７８３号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分１」及び「原処分２」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（１）原処分１に係る審査請求書

アないしカ　（略）

（２）原処分２に係る審査請求書

アないしカ　（略）

キ　文書の特定に漏れがあるので、改めて特定を求める。

前年度までの同様な文書の開示請求で特定された文書には最終的な研究報告が存在していたので、それらが存在するはずである。改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例

を適用し、まず、令和元年１１月８日付け防官文第９７８９号により、別紙の２に掲げる文書１７（１枚目のみ。）について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、同年５月２５日付け同第７７８３号により、別紙の２に掲げる文書１ないし文書１６、文書１７（１枚目を除く。）及び文書１８ないし文書２０について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分２）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分に対する審査請求について、各審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約５年１０か月ないし約６年５か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

２　審査請求人の主張について

（１）（略）

（２）審査請求人は、「文書の特定に漏れがあるので、改めて特定を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（３）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（４）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月２１日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

なお、諮問庁は、原処分１に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されるこ

とから、当該処分に係る判断はしない。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア　本件請求文書は、防衛研究所において、「令和元年度研究計画」に基づき実施された調査研究に関する報告文書及び当該文書に関連して行政文書ファイル等につづられた文書の全て（戦史研究センター保有分）の開示を求めるものであると解し、文書１ないし文書２０を特定した。

なお、「令和元年度研究計画」は、戦史研究センターにおいて保有していない。

イ　本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

（２）当審査会において、諮問庁から提示を受けた令和元年度調査研究実施報告書と本件対象文書とを突合して確認したところ、上記（１）アについて、全ての文書が上記報告書に記載された戦史研究センターが行った調査研究に係る文書と一致することが認められる。そうすると、上記（１）の諮問庁の説明は首肯できる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員　小野瀬厚、委員　徳本広孝、委員　野田　崇

別紙

１　本件請求文書

防衛研究所の平成３１年度調査研究に該当するもの全て、及び当該文書に関連して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（戦史研究センター保有分）。

２　本件対象文書

文書１　米国の軍事的情報活動（その２）―第２次世界大戦における中国戦線を焦点として（原案）

文書２　航空自衛隊創設時における航空機配属問題についての考察（原案）

文書３　自衛隊・米軍基地に関する事例研究（その１３）（原案）

文書４　日本陸軍の水陸両用師団－運用面を中心に－（原案）

文書５　日本海軍の南太平洋方面における作戦方針の転換（１９４１～４２年）（原案）

文書６　ロシアにおける非正規戦争の起源―コーカサス戦争を中心に―（原案）

文書７　特設警備隊の制度と運用（原案）

文書８　太平洋戦争における日本海軍の防備体制－対潜戦、機雷戦の観点から－（原案）

文書９　太平洋戦争後半における日本海軍の航空一元化に関する一考察（原案）

文書１０　中国国民党政権による戦後処理と軍―接収工作を中心に―（原案）

文書１１　統合幕僚会議の創設に関する研究（原案）

文書１２　戦後日米関係の前史としての太平洋戦争終結（その１）（原案）

文書１３　海上自衛隊草創期における潜水艦の運用構想の成立と発展に関する考察（原案）

文書１４　陸上自衛隊の１３個師団体制成立後の防衛力整備－定数１８万人達成までを中心として－（原案）

文書１５　在日米国軍事顧問団に関する研究－陸上自衛隊の草創期を中心に－（原案）

文書１６　海上警備隊の創設に関する一考察－野村吉三郎が果たした役割を中心に－（原案）

文書１７　湾岸戦争史（その４）（原案）

文書１８　戦没者慰霊に係る研究－戦争社会学の視点から－（原案）

文書１９　レファレンス対応に関する検討（原案）

文書２０　史料室が所蔵する旧陸海軍史料の利便性向上のための研究―

旧陸海軍主要人物を介した史料紹介を中心に―（原案）